



宮 崎 県 公 報

平成25年5月13日(月曜日) 第 2487 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(“ ”) 1	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 1	

公 告

○狩猟免許試験の実施……………(自然環境課) 2
○狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査の実施……………(“ ”) 3
○地図及び簿冊の認証(5件)……………(農村計画課) 4
○公共測量の実施の通知……………(管理課) 4
○落札者等の公告……………4

告 示

宮崎県告示第 306号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字集2112-17、2123-18、字大原2270-5、2270-11、字木登2652-2、2652-5、2652-9、2652-11

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字集2112-17(次の図に示す部分に限る。)、2123-18、字大原2270-5、2270-11、字木登2652-2、2652-5、2652-9、2652-11

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 307号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字古屋敷521-6、521-イ-1・521-イ-2合併、521-22、521-

24、521-26

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 308号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 小林市真方字栢別府6535-5、6535-19、6535-乙

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 309号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年 5 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 25-1	株式会社 マエムラ 代表取締役 役前村幸 夫	西都市有吉町一丁 目29番15	4.50	45.52	平成25 年 4 月 24日

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成25年 5 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 狩猟免許試験の日時及び場所

試験は、平成25年度において3回行うものとし、その期日は次表のとおりとする。

なお、試験の受付は、各試験会場において、午前 8 時30分開始とする。

区 分	試験日	開始時間	試 験 会 場
第 1 回	7月23日 (火曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
			宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井 22
			美郷町中央公民館（西郷ニュー ホープセンター） 美郷町西郷区田代1870
			宮崎県北諸県農業改良普及セン ター 都城市高木町6464
第 2 回	7月23日 (火曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
			宮崎県西臼杵支庁会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井 22
			美郷町中央公民館（西郷ニュー ホープセンター） 美郷町西郷区田代1870

				宮崎県北諸県農業改良普及セン ター 都城市高木町6464
第 2 回	1 次 試 験	9月1日 (日曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
	2 次 試 験	9月1日 (日曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
第 3 回	1 次 試 験	1月26日 (日曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
	2 次 試 験	1月26日 (日曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号

2 受験資格

宮崎県内に住所を有する者（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条の規定に該当する者を除く。）

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、第 1 回、第 2 回は網猟免許、わな猟免許、第 1 種銃猟免許、第 2 種銃猟免許の試験、第 3 回はわな猟免許の試験とし、それぞれ、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験（1 次試験）、技能試験（2 次試験）とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

4 受験申込み手続

(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添えて提出すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者にあつては、3,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

イ 50円の返信用郵便切手 1 枚

ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当しない旨の診断書） 1 通

エ 住民票 1 通

(2) 書類の提出先及び期間

書類は住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に、第 1 回試験の受験希望者は、6 月 3 日（月曜日）から 6 月

21日（金曜日）までの間に、第2回試験の希望者は、7月24日（水曜日）から8月9日（金曜日）までの間に、第3回試験の希望者は、12月9日（月曜日）から1月6日（月曜日）までの間に提出すること。

5 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。

申請者は、受験票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。

6 狩猟免許試験の合格者

合格者には、狩猟免許状を交付する。

7 狩猟免許試験についての問い合わせ

宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁若しくは各農林振興局又は宮崎県猟友会に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項及び第4項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。

平成25年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 講習及び適性検査の日時、会場等

別表のとおり

2 講習及び適性検査対象者

平成22年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望する者

3 講習及び適性検査の内容

(1) 講習

- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 1時間
- イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1時間
- ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1時間

(2) 適性検査

- ア 視力検査（矯正視力可）
- イ 聴力検査（補聴器使用可）
- ウ 運動能力（補助具使用可）

4 講習及び適性検査の申込み手続

講習及び適性検査を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に所要事項を記入の上、次の各号に掲げるものを添付して、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局に講習開催日の10日前までに提出するものとする。

- (1) 狩猟免許更新申請手数料 2,800円（宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。）
- (2) 50円の返信用郵便切手（郵送を希望する場合に限る。）1枚
- (3) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合であっても、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外であっても、医師の診断書（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号、第3号及び第4号に該当しない旨の診断書）1通

5 審査票の交付

狩猟免許更新申請書を受理したときは、講習及び適性検査の会場並びに日時を指定して交付する。

申請者は、交付された審査票に写真（最近6か月以内に撮影し

た無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1枚を貼り付けて当日持参すること。

6 講習及び適性検査の会場での受付

講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真の貼り付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。

7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙は、宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局並びに宮崎県猟友会において交付する。

8 その他

詳細については、宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対象区域
7月18日（木） 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁会議室 高千穂町大字三田井22	高千穂町
7月26日（金） 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁会議室 高千穂町大字三田井22	日之影町、五ヶ瀬町
7月8日（月） 午後1時00分	延岡社会教育センター 延岡市本小路39-1	延岡市
7月19日（金） 午前8時00分	宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代1561-1	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村
7月10日（水） 午後1時00分	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2-26	西都市、西米良村
7月11日（木） 午後1時00分	川南町農村環境改善センター 川南町大字川南 13680-1	高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
7月17日（水） 午前9時00分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	宮崎市、国富町、綾町
7月11日（木） 午後1時30分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市駅南 300	小林市、えびの市、高原町
7月5日（金） 午後1時30分	都城市中央公民館 都城市姫城町7-8	都城市、三股町
7月4日（木） 午後1時00分	日南市南郷ハートフルセンター 日南市南郷町大字中村乙 7051-25	日南市、串間市

8 月 6 日（火） 午後 1 時30分	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 - 10 - 1	県内一円
-------------------------	-----------------------------------	------

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年 5 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年 6 月 1 日から平成23年 2 月18日
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字秋山の一部
- 4 認証年月日
平成25年 5 月 2 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年 5 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
児湯郡西米良村
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年12月 1 日から平成22年 3 月26日
- 3 地籍調査を行った地域
児湯郡西米良村大字上米良の一部
- 4 認証年月日
平成25年 5 月 2 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年 5 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年12月 1 日から平成23年 2 月18日
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字奈留の一部
- 4 認証年月日
平成25年 5 月 2 日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年 5 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
西都市
- 2 地籍調査を行った期間
平成22年 7 月 1 日から平成24年 3 月23日
- 3 地籍調査を行った地域
西都市大字三宅、妻、童子丸、右松の各一部
- 4 認証年月日

平成25年 5 月 2 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年 5 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
東諸県郡国富町
- 2 地籍調査を行った期間
平成23年 6 月 1 日から平成25年 2 月13日
- 3 地籍調査を行った地域
東諸県郡国富町大字八代北俣の一部
- 4 認証年月日
平成25年 5 月 2 日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

平成25年 5 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量
①カラー撮影（デジタル航空カメラ）地上解像度12c m
②写真地図作成 レベル 1,000
- 2 作業期間
平成25年 4 月26日から平成25年10月31日まで
- 3 作業地域
宮崎市全域

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年 5 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
伝達性牛海綿状脳症用 E L I S A キット 62,500頭分（予定検査頭数分）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 3 月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トーアサイエンス 宮崎市老松 2 丁目 3 番25号
- 5 落札金額
1 検体当たり 194.25円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成25年 3 月14日